

# コロナショックにどう対応するか

## —決算・税務・法務—

# 12月決算企業にみるリスク情報の開示

野澤大和 西村あさひ法律事務所  
弁護士

### 《はじめに》

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行しており、日本もその例外ではなく、2020年4月7日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された。新型コロナウイルスの感染拡大が終息する見通しは立っておらず、国民生活だけでなく、企業活動にも大きな影響が生じており、企業を取り巻く経営環境の不確実性がますます高まっている。そのような状況のなかで2019年1月31日に公布・施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年内閣府令第3号）（以下「改政府令」といい、改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」を「開示府令」という。）のうち、「事業等のリスク」に関する改正は、任意の早期適用が可能であるものの、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されることとなる（改政府令附則⑦）。「事業等のリスク」に関する改正の適用初年度ということもあり、3月決算企業の多くにとって、有価証券報告書において、新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報をどのように開示すべきかは非常に悩ましい問題である<sup>(1)</sup>。

本稿では、これから有価証券報告書の提出を行う企業の参考とすべく、早期適用事例を含め、12月決算企業が2020年3月に提出した有価証券報告書における新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報の開示例を紹介するとともに、その簡単な分析を試みる。紙幅の制限により、事業等のリスクに関する改正内容の解説は開示例の分析に必要な限りですることとし、その詳細は他の論稿<sup>(2)</sup>に譲りたい。

なお、本稿の見解は筆者が過去所属したまたは現在所属する法律事務所その他の組織の見解ではなく、筆者個人が責任を負うものである。

## I 開示例の概要

日経225構成銘柄に該当する企業のうち、12月決算企業（27社）が2020年3月に提出した有価証券報告書の「事業等のリスク」において新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報をどのように開示しているかを調査した。

27社のうち23社は「事業等のリスク」において、新型コロナウイルスを含む感染症の流行等に関するリスク情報を開示していた。そ

のうち、6社<sup>(3)</sup>は明示的に新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報を開示していたが、4社は「事業等のリスク」ではなく「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」<sup>(4)</sup>または連結財務諸表等の「重要な後発事象」<sup>(5)</sup>もしくは「その他」<sup>(6)</sup>において新型コロナウイルス感染症に関する開示をしていた。他方で、27社のうち4社<sup>(7)</sup>は「事業等のリスク」において新型コロナウイルス感染症その他の感染症に関するリスク情報を開示していなかった。そのうち、1社は「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」<sup>(8)</sup>において新型コロナウイルス感染症に関する開示をしていた。

新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大している状況にもかかわらず、「事業等のリスク」において当該感染症に関するリスク情報を開示していない開示例が見受けられる。この点、開示府令のもとで、「事業等のリスク」の開示は、一般的なりスクの羅列にならないように、企業の成長、業績、財政状態、将来の見込みについて重要であると経営者が考えるリスクに限定する必要がある<sup>(9)</sup>。「事業等のリスク」として、企業固有の事情に基づかない一般的なりスク（たとえば、天災、景気の変動等）を記載することもできるが、かかる一般的なりスクを記載する場合は、具体的にどのような影響が見込まれるかを明確にする必要がある<sup>(10)</sup>。新型コロナウイルス感染症の拡大は企業固有の事情に基づかない一般的なりスクであるので、有価証券報告書の提出日現在において経営者が経営成績等への具体的な影響が見込まれる主要なりスクであると判断するか否かによって、その開示の要否が決まる。そのため、有価証券報告書の提

出日現在において経営者が経営成績等に重要な影響を与える可能性がないと判断すれば、新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報を開示しないことはありうる。なお、「事業等のリスク」の開示は、将来の不確実なすべての事象に関する正確な予測の提供を求めものではない。そのため、有価証券報告書の提出日現在において、経営者が認識している主要なりスクについて、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明がされていた場合には、有価証券報告書の提出後に事情が変化し、事業等のリスクの開示内容が整合しなくなったことをもって、虚偽記載の責任に問われることはないと考えられる<sup>(11)</sup>。もっとも、有価証券報告書の提出日現在において、経営者が認識している主要なりスクについてあえて記載しなかった場合には、虚偽記載に該当する可能性があること<sup>(12)</sup>に留意する必要がある。

## II 開示例の紹介と分析

### 1 新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報を具体的に記載する開示例

開示府令のもとでは、翌期以降の事業運営に影響を及ぼしうるリスクのうち、経営者の視点から重要と考えるものを重要度に応じて説明し、一般的なりスクの羅列ではなく、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を具体的に記載することが求められる<sup>(13)</sup>。新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報について具体的に記載する開示例が見られた（開示例1、開示例2）。

## 〔開示例1〕アサヒグループホールディングスの2020年3月26日付有価証券報告書22頁（早期適用を明示）

(15)その他のリスク

新型コロナウイルス感染拡大の影響

2019年末、中国で初めて確認され、提出日現在100を超える国や地域へ拡大している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対して、当社グループでは、顧客、取引先及び社員の安全第一を考え、また更なる感染拡大を防ぐために、WHO並びに各国保健行政の指針に従った感染防止策の徹底をはじめとして、感染リスクが高い国や地域への、及びそれらの国や地域からの渡航の原則禁止、工場見学や販売促進企画等の多くのお客様にお集まりいただくイベントの休止や制限、国内でのテレワーク（在宅勤務）の原則化等、対応を実施しております。提出日現在、主要原材料の十分量確保、業務用商品の需要低迷を家庭用商品で補完する等により、事業影響の低減を図っておりますが、今後、事態が長期化又は更なる感染拡大やパンデミックにあたる状況が進行すれば、世界的な景気の悪化及び各種イベントの中止や延期等による酒類・飲料・食品の全体消費量の減少、原材料価格の高騰、又は原材料確保の困難等が生じ、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 〔開示例2〕ヤマハ発動機の2020年3月26日付有価証券報告書18頁

(12)自然災害、疫病、戦争、テロ、ストライキ、デモ等

自然災害、疫病、戦争、テロ、ストライキ、デモ等が発生した場合、当社グループの操業が遅延又は中断する可能性があります。さらに、当社グループの製造拠点等が直接に損害を受けた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。（中略）さらに新型インフルエンザ等の発生に対しても事業継続計画を策定しています。（中略）加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、当社グループ中国拠点を始め当社グループ各社の製造・販売活動に支障を来し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## 2 新型コロナウイルス感染症に関するリスクと他の開示事項を関連づけて記載する開示例

開示府令のもとでは、「事業等のリスク」の記載にあたっては、経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、わかりやすく記載することが求められる（開示府令第二号様式記載上の注意(31) a、第三号様式記載上の注意(11)）。新型コロナウイルス感染症について、「事業等のリスク」だけでなく、他の開

示事項（たとえば、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」や「重要な後発事象」）と関連づけて記載する開示例が見られた（開示例3）。

## 3 新型コロナウイルス感染症に関するリスクの影響を予測することが困難であると記載する開示例

開示府令のもとでは、経営者が認識する主要なリスクについて、当該リスクが顕在化する

〔開示例3〕電通グループの2020年3月27日付有価証券報告書11頁、12頁、125頁

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(中略)

(2)国内事業

(中略)

(イ)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催および成功

(中略) 特にラグビーワールドカップは世界から大いに注目され、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運は大いに高まり、当社グループにとっては、そのアクティベーションに向けた礎を構築できた1年となりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界規模での拡大を受け、2020年3月24日、国際オリンピック委員会と東京2020組織委員会は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を延期し、2021年夏までに開催することで合意した旨の共同声明を発表しました。

(中略)

2【事業等のリスク】

(中略)

(1)景気変動に伴うリスク

当社グループを含めた広告会社の業績は、景気によって広告支出を増減させる広告主が多いため、景気変動の影響を受けやすい傾向にあります。とりわけ、新型コロナウイルスの感染拡大は世界規模でマクロ経済に影響を与えており、これに伴い、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期をはじめ企業や団体等によるイベントを含む広告コミュニケーション活動にも中止や延期による影響が生じ始めています。それに加えて、国内・海外を問わず、広告支出額の大きい産業部門（自動車業界や飲料業界など）の事業環境の変化が、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(中略)

【連結財務諸表注記】

38. 重要な後発事象

(中略)

(新型コロナウイルス感染症の拡大による影響)

2020年3月24日付で、国際オリンピック委員会と東京2020組織委員会は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を延期し、2021年夏までに開催することで合意した旨の共同声明を発表しました。当該決定に関するものをはじめとして、国内および世界各国・地域で個別に発表された新型コロナウイルス感染症への様々な対応方針の詳細について確認しており、翌連結会計年度の連結財政状態及び連結経営成績への影響を評価中であります。

る可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策等を具体的に記載することが求められる（開示府令第二号様

式記載上の注意(31) a、第三号様式記載上の注意(11))。新型コロナウイルスの感染拡大の状況が刻一刻と変化している現状において、企業によっては有価証券報告書提出日現在にお

いてその影響を合理的に予測することが難しいこともありうる。新型コロナウイルス感染症に関するリスクの影響を予測することが困難であると記載する開示例が見られた（開示例4、開示例5）。

#### 4 新型コロナウイルス感染症に言及していないが感染症一般のリスクを記載する開示例

従前提出していた有価証券報告書の「事業等のリスク」において新型インフルエンザ等の感染症一般のリスクに関する記載をしていた企業は、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けたリスクが従前のリスクの範囲内に収まると判断する場合、開示府令に係る改正対応の必要があるものの、当該感染症一般のリスクに関する記載を変える（すなわち、新型コロナウイルス感染症に言及する）必要はない場合もありうる。感染症一般のリスクを記載しているが、新型コロナウイルス感染症に言及していない開示例や他の開示事項において新型コロナウイルス感染症に言及している開示例が見られた（開示例6、開示例7、開示例8、開示例9）。

#### 《おわりに》

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が続いており、終息の見通しがつかない現状において、多くの企業にとって、そのリスクが経営成績等に与える影響等をどのように評価するか、そのうえで、開示府令のもとで記載の充実が図られた有価証券報告書の「事業等のリスク」においてどのような開示を行うかは非常に悩ましい問題である。しかし、内外の株主・投資家は、新型コロナウイルス感

#### 〔開示例4〕日清紡ホールディングスの2020年3月27日付有価証券報告書14頁

##### ⑫災害・事故等に係るリスク

（中略）

また、新型の感染症等が拡大した場合、操業に影響を及ぼす可能性があります。なお、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大しており、当社グループの操業および業績等に影響を及ぼす可能性があります。現時点において合理的に予測することは困難です。

#### 〔開示例5〕キャノンの2020年3月27日付有価証券報告書21頁

##### その他のリスク

##### 18. 自然災害等に関するリスク

（中略）

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行は、特にアジア地域でのサプライチェーンや生産活動に混乱をきたしており、当社は一部の工場で一時的に操業を停止したり、減産するなどの対応をとりました。また、販売においても、新型コロナウイルスによる世界経済や市場への悪影響を受ける可能性があります。今後の感染拡大の規模や収束の時期についての見通しはたっており、現時点で業績に与える影響を予測することは困難であります。

染症が企業の経営成績等に与える影響について注視しており、東京証券取引所からは、新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報について有価証券報告書の提出に先立つ積極的かつ充実した情報提供も期待されている<sup>(14)</sup>。

他社と横並びのボイラープレートのリスク情報の開示は開示府令の改正趣旨に反する

〔開示例 6〕 花王の2020年 3 月 25 日付有価証券報告書16頁（早期適用を明示）

2【事業等のリスク】

(中略)

主要リスクの内容	主な取り組み
<p><b>大地震・自然災害・事故等に関するリスク</b></p> <p>化学プラントでの事故や、自然災害が多く発生している昨今、大規模化学プラントを有する企業に対する安全操業への要求は、ますます高まってきています。</p> <p>このため、当社グループの工場で、周辺地域に影響する大きな事故の発生や、大地震、気候変動に伴う自然災害、感染症の蔓延等による操業停止で、市場への製品供給に支障をきたした場合、経営成績に重大な影響を及ぼし、社会の信用を失う可能性があります。</p>	<p>(中略)</p> <p>★主なコーポレートリスクのテーマと対応</p> <p>(中略)</p> <p>&lt;パンデミック&gt;</p> <p>新型インフルエンザ等の感染拡大に対して、グローバルで迅速に対応できる体制を構築し、人命第一に発症者対応等の詳細な行動計画の作成と準備を進めました。</p>

〔開示例 7〕 資生堂の2020年 3 月 25 日付有価証券報告書12頁， 15頁， 23頁

1【経営方針， 経営環境及び対処すべき課題等】

(中略)

② VISION2020の最終年となる2020年の計画

(中略)

なお、2020年1月下旬以降、新型肺炎ウイルスへの感染が世界的に拡大していますが、上記の業績見通しにはその影響を織り込んでいません。日本、中国、トラベルリテールなど当社事業への影響について検証していますが、さらに慎重に見極め、然るべきタイミングで業績見通しに反映し、開示する予定です。(中略)

不透明な経営環境に立ち向かい長期視点で成長基盤を強化

(中略)

また、今できることとして、Eコマースや越境ECの強化等を行い、新型肺炎ウイルスの感染拡大が終息するのを待って、マーケティング活動の追加や強化を行う等、年間を通じてグループ全社の経費を効率的にコントロールします。

これらの取り組みにより、不透明な状態の続く経営環境に立ち向かいながら、長期視点で成長基盤を強化し、確実に成長モメンタムを継続していきます。

(中略)

## 2【事業等のリスク】

(中略)

&lt;オペレーションに関するリスク&gt;

リスクカテゴリー	戦略実現に向けた主要な取り組み / その取り組みに影響を与える不確実性（脅威・機会） / 対応策	5つの重要戦略※との関連性
自然災害・人的災害	<p>〔戦略実現に向けた主要な取り組みと不確実性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今の国内の自然災害等による人的・物的被害、サプライチェーンへの影響が事業や供給を停滞させる可能性。（脅威）</li> <li>・感染症の拡大等により消費が停滞すれば売上・利益等が低下する可能性。（脅威）</li> </ul> <p>〔対応策〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本社および各地域の重要拠点において BCP（事業継続計画）を策定し、かつ同計画の実効性を上げるため、国内外の拠点において定期的な訓練を実施。</li> </ul>	⑤

〔開示例8〕AGCの2020年3月27日付有価証券報告書14頁，165頁

## 2【事業等のリスク】

(中略)

## (2)グローバルな事業展開

当社グループでは、日本における事業活動に加え、製品の輸出入及び海外における現地生産等、海外においても事業活動を展開しています。これらグローバルな事業展開に関するリスクとして、事業を展開している国及び地域における政治経済情勢の悪化、輸出入・外資の規制、予期せぬ法令の改変、治安の悪化、国家間の経済制裁、テロ・戦争・感染症の発生その他の要因による社会的混乱等が考えられます。これらの事象は、海外における当社グループの事業活動に支障をきたし、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(中略)

## 【連結財務諸表注記】

## 33 重要な後発事象

新型コロナウイルスの感染拡大は、当社グループの操業に影響を及ぼしております。当該事象の業績に与える影響額は、見積ることが困難な状況です。

〔開示例 9〕 荏原製作所の2020年3月30日付有価証券報告書17頁，143頁（早期適用を明示）

2【事業等のリスク】

（中略）

(2)短期的なボラタイルリスク

項目	リスク内容	当社の対策
2 突発的な自然災害の発生や感染症の拡大	以下の発生により，従業員等の人命被害や事業継続・収益に支障をきたすリスク ・地震，火山噴火等の発生 ・感染症の爆発的拡大	・グローバルネットワークを活用した事業継続計画の事前想定・準備 ・効率的かつ柔軟な働き方の促進 ・（感染症は）産業医と連携した感染予防・拡大防止策の実施

（中略）

【連結財務諸表等】

(2)【その他】

（中略）

④新型コロナウイルス感染症拡大

2020年3月25日現在，当社グループの一部の海外子会社において，新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現地の政府の要請により稼働を停止している工場があります。

海外工場の状況については，ポンプの生産拠点であるフィリピンの工場（2020年3月18日～4月12日）及びイタリアの工場（2020年3月23日～4月3日）が政府の要請により稼働を停止しています。中国のすべての工場は稼働を再開しました。欧米等の一部の国では，政府や自治体による外出禁止令等により，稼働率が低下している工場がありますが，稼働は継続しています。

国内工場の状況については，海外からの部品供給の停滞による影響は一部あるものの，すべての工場稼働は継続しています。

現時点で当該事象が連結業績に与える影響を合理的に見積もることは困難な状況です。

が，新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報の開示例を参考に自社のリスク情報の開示のあり方を検討し，その充実を図ることは有益であろう。本稿がその一助となれば幸いである。

（注）

- (1) 2020年4月17日，「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（令和2年内閣府令第37号）が公布・施行され，新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ，同年4月20日から9月29日までの期間に提出期限が到来する金融商品取引法に基づく有価証券報告

## コロナショックにどう対応するか —決算・税務・法務—

書等の提出期限について、企業が管轄財務局への個別の申請（開示府令15の2）を行わなくとも、同年9月30日まで延長する旨の承認（金商法24①本文）があったものとみなされるため、有価証券報告書等の提出期限が一律に同年9月30日まで延長された。

- (2) たとえば、八木原栄二＝岡村健史＝堀内隼＝片岡素香「企業内容等の開示に関する内閣府令－平成三一年内閣府令第三号－」『旬刊商事法務』2194号（2019）16頁、拙稿「有価証券報告書の記載事項の改正〔上〕〔中〕〔下〕」－『企業内容等の開示に関する内閣府令』の改正及び『記述情報の開示に関する原則』の制定を踏まえて－『法と経済のジャーナル』（2019年3月13日、3月27日、4月10日）、三井千絵「事業等のリスク」本誌71巻4号（2019）24頁、辰巳郁＝沼畑智裕「有価証券報告書の記述情報（非財務情報）の分析 事業等のリスク(2)」『資料版商事法務』428号（2019）117頁、山添清昭「経営方針・経営戦略等、事業等のリスク、MD & A」本誌72巻3号（2020）20頁、中村慎二「改正『企業内等の開示に関する内閣府令』に基づく開示上の留意点」『ビジネス法務』20巻5号（2020）76頁、原敬徳「新型コロナウイルスに対する取組みの考え方と留意点」『旬刊経理情

報』1574号（2020）25頁等。

- (3) アサヒグループホールディングス、日清紡ホールディングス、電通グループ、東海カーボン、ヤマハ発動機、キヤノン。  
 (4) 資生堂、東京建物。  
 (5) AGC。  
 (6) 荏原製作所。  
 (7) 日本たばこ産業、大塚ホールディングス、DIC、横浜ゴム。  
 (8) 横浜ゴム。  
 (9) 金融庁の2019年1月31日付「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190131/01.pdf>)（以下「パブコメ結果」という。）No.10参照。  
 (10) パブコメ結果 No.10参照。  
 (11) パブコメ結果 No.16参照。  
 (12) パブコメ結果 No.16参照。  
 (13) 金融庁の2019年3月19日付「記述情報の開示に関する原則」11頁。  
 (14) 東京証券取引所の2020年3月18日付「新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報の早期開示のお願い」（東証上会第471号）。